

知的財産セミナー

平成 24 年改正著作権法と 今後の課題

テーマ

情報技術の急速な発展は、著作権法制にも大きな変化をもたらしています。その流れの中で行われた平成 24 年改正は、国立国会図書館による絶版等資料の提供、違法ダウンロードに対する刑事罰の導入、いわゆる「写り込み」に関する規定の整備など、極めて重要な事項を含んでいます。そこで、改正に至る立法プロセスの問題点にも触れながら、改正内容の概要を解説します。さらに、残された課題を明らかにするとともに、著作権法制をめぐる今後の展望を探ります。

日時

平成 25 年 10 月 28 日（月） 14:15～16:30

会場

国立国語研究所 2F 多目的室

講師

京都大学大学院法学研究科 愛知 靖之 氏

これまでは、特許法、その中でも主として技術的範囲画定論を中心に研究してきたが、現在は情報保護と情報利用の調和という見地から、著作権を含めた知的財産権行使とその制約原理のあり方を主たる研究テーマとしている。

平成 20 年から同 22 年まで、米国カリフォルニア大学バークレー校ロースクールにて、知的財産法学における経済学理論の利用の意義・限界などについて研究。